

女性管理職登用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内（以下「県内」という。）の中小企業等における女性管理職の登用を促進するため、女性管理職増加に係る目標を掲げ、人材育成や職場環境の改善等の取組により目標を達成した中小企業等に対し、予算の範囲内で奨励金として交付することに関して、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 この要綱において、次のいずれかに該当する者とする。ただし、奨励金交付申請時点で、常時雇用する労働者数が5人以下の事業者を除く。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、以下のイからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する従業員の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する従業員の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 管理職 課長級及び課長級より上位の役職（役員を除く。）の者をいう。なお、課長級とは次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 事業所で通常「課長」と呼ばれる者で、2係以上で構成される組織又は構成員が10人以上（課長含む。）の組織の長
 - イ 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、最下位の職階に属しないものであること。）

(対象事業主)

第3条 この要綱において、奨励金の交付対象者は、中小企業等のうち、第6条に規定する交付申請日時点において次の各号をすべて満たしている者（以下「対象事業主」という。）とする。ただし、第11号及び第13号については、第10条第1項に規定する実績報告をする日までに行っていることとする。

- (1) 県内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 国又は地方公共団体により設立された法人でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を保有していな

いこと。

- (4) 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていないこと。
 - (5) 雇用保険の適用事業所であること。
 - (6) 長野県税に未納の徴収金がないこと。
 - (7) 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている場合又は公序良俗に反する場合のいずれにも当てはまらないこと。
 - (8) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員及び暴力団と関わりがないこと。
 - (9) 申請日前3年以内に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていないこと。
 - (10) 奨励金交付申請時点で、中小企業等における女性管理職の比率が30%未満であること。
 - (11) 対象事業主が、奨励金交付申請時において、自社における女性管理職登用の向上に係る目標を定め、当該目標を達成するための計画（以下「実施計画」という。）を策定していること、かつ、当該申請事業の完了時において、当該目標を達成していること。
 - (12) 長野県が実施する女性管理職候補者を対象にした育成講座「ながの女性リーダーズ・アカデミー」に参加した中小企業等であること。
 - (13) 長野県の「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証を受け、その認証期間内にあること。ただし、奨励金交付申請時点で認証を得ていなくとも、当該申請事業の完了までに認証を得ていれば本奨励金の交付要件を満たすものとする。
 - (14) 本申請事業による取組内容について、県内中小企業等における女性管理職登用の促進のため、県が事例共有、発信することに承諾すること。
 - (15) 国又は地方公共団体等の公的機関及び民間団体等から、女性管理職登用の促進を目的とした補助金等の交付を受けておらず、かつ受ける予定がないこと。
- 2 前項に掲げる要件を満たす場合であっても、知事が適当でないと判断した場合は奨励金の対象外とする。

（実施計画）

第4条 この要綱における実施計画は、次に掲げる事項をすべて含むものとする。

- (1) 新たな女性管理職の登用
- (2) 女性管理職人材の育成の取組
- (3) 女性管理職の登用に資する職場環境の改善に向けた取組

2 実施期間は、第7条に規定する交付決定日から第10条に規定する実績報告の日までとする。

（交付額）

第5条 この奨励金の額は、1事業主につき200,000円とする。

（交付申請等）

第6条 規則第3条の規定による申請は、女性管理職登用奨励金交付申請書（様式第1号）によることとし、本奨励金の交付を受けようとする対象事業主（以下、「申請事業主」という。）は、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 女性管理職登用実施計画書（様式第2号）
- (2) 法人に係る登記事項証明書（申請事業主が法人等の場合）又は開業届等所在地が確認できる書類の写し（申請事業主が個人事業主又は法人格を持たない団体の場合）
- (3) 中小企業等の概要を記した資料（パンフレットなど申請事業主の活動内容が分かるもの）
- (4) 中小企業等であることを確認できる書類（資本金等の額又は常時雇用する従業員の人数のいずれかを確認できる書類）
- (5) 県税に未納の徴収金がないことを証する書類
- (6) 申請事業主の管理職社員構成が確認できる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、手続の簡素化を図るために知事が適当と認めた場合には、申請書及びこれに添付する書類の一部の提出を省略することができるものとし、その詳細は知事が別に定める。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付決定を行い、その旨を申請事業主に通知するものとする。交付決定に当たり必要があると認めるときは、申請事業主に対して、交付申請に関する事項について必要な調査を行うことができるものとする。

（実施計画の変更）

第8条 申請事業主は、第6条の規定による実施計画の内容を変更（実施期間の変更を含む。）しようとするときは、女性管理職登用実施計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第4条第1項の事項に影響を及ぼさない軽微な変更であつて、実施計画の趣旨又は目標の達成に支障を及ぼさないものについては、この限りではない。

（申請の取下げ）

第9条 申請事業主は、交付申請を取下げるときは、遅滞なく女性管理職登用実施計画取下書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、女性管理職登用実績報告書（様式第5号）によることとし、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は奨励金の交付の決定があつた日の属する年度の2月28日（ただし、休日等の閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 女性管理職登用実績書（様式第6号）
- (2) 実施主体（申請中小企業等）の管理職社員構成が確認できる書類
- (3) 職場環境改善や人材育成等の取組が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 知事は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた申請事業主（以下「受給事業主」という。）から前条の規定による実績報告書の提出があったときは、完了検査職員を指定し、次に掲げる書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(1) 実績報告書等提出書類

(2) その他必要と認められる資料

2 知事は、前項の規定による調査の結果、内容が適当と認めるときは、奨励金の額の確定を行い、受給事業主に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第12条 受給事業主は、前条第2項の規定による通知を受けた後、奨励金の交付を請求しようとするときは、女性管理職登用奨励金交付請求書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(奨励金の支払い)

第13条 知事は、前条の規定による女性管理職登用奨励金交付請求書を受理した場合、第11条第2項の規定による確定額に基づき、奨励金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、第7条の規定により交付決定の通知を受けた受給事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取消することができる。

(1) 様式第4号により受給の辞退を申し出たとき。

(2) 第10条第1項の規定による期日までに実績報告書の提出がないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(4) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、奨励金の交付後においても適用する。

3 第1項の規定に基づく取消しを行った場合は、知事は当該受給事業主に通知する。

(奨励金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が受給事業主に支払われているときは、期限を付して当該受給事業主にその返還を命じる。

(帳簿等の保存期間)

第16条 受給事業主は、この奨励金についての経理を明らかにする帳簿及び書類を、奨励金の交付決定のあった日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月19日から施行し、令和8年度分の奨励金から適用する。